

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
銀行法（昭和五十六年六月一日法律第五十九号）	銀行法
銀行法施行令（昭和五十七年三月二十七日政令第四十号）	銀行法施行令
銀行法施行規則（昭和五十七年三月三十一日大蔵省令第十号）	銀行法施行規則
銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項	自己資本比率規制（第3の柱）
銀行法第二十四条第一項等に基づき提出することが求められている連結決算状況表	連結決算状況表

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	▼銀行法施行規則関係	
1	銀行法施行規則第十九条の三第三号ロ及び第三十四条の二十六第一項第四号ロにより、銀行（又は銀行持株会社）は連結ディスクロージャー誌上、直近2年度のいわゆるリスク管理債権の金額の記載を求められているが、リスク管理債権の概念がないIFRS等を任意適用した場合、リスク管理債権としてどのような金額を開示すべきか。	リスク管理債権については、銀行法施行規則第十九条の二第五号ロ及びハ並びに第三十四条の二十六第一項第四号ロの規定に従って開示する必要があります。特例企業会計基準等適用法人等においては、IFRS等の連結ベースでリスク管理債権を記載していただくこととなります。
2	「連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によらずに…連結財務諸表を作成する」（規則案第十四条の七第三項）とは、具体的には、指定国際会計基準、修正国際基準のほか、米国基準の採用も含むという趣旨でよいか。 また、連結財務諸表規則第一条第一項の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」がいわゆる「日本基準」を指すかどうかは解釈上疑義があると思われるため、銀行法施行規則において端的に該当する会計基準を列挙することを検討して欲しい。	（前段について）ご理解のとおりです。 （後段について）貴重なご意見として承ります。 なお、我が国の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」には、企業会計審議会により公表された企業会計の基準（連結財務諸表規則第一条第二項）及び「特定団体」が作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表したものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるもの（企業会計基準委員会公表の企業会計の基準）（連結財務諸表規則第一条第三項）が含まれます。
3	「連結財務諸表規則の定めるところにより連結財務諸表を作成する者」（銀行法施行規則第十四条の七第三項）とは、IFRS等に基づく連結財務諸表を含む金商法に基づく開示書類（有価証券報告等）を実際に提出した者に限られるという趣旨でよいか。 つまり、金商法開示でIFRS等を採用していな	ご理解のとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>いにかかわらず、任意に IFRS 等に基づく連結財務諸表を作成したとしても、同項の「特例企業会計基準等適用法人等」には該当しないという理解でよいか。このことは、たとえ海外の開示規制の適用を受け、海外では IFRS や米国基準に基づく連結財務諸表を開示しているとしても、金商法開示において IFRS 等を採用していない限り、「特例企業会計基準等適用法人等」には該当しないと考えてよいか。</p>	
4	<p>ディスクロージャー誌については、連結財務諸表が記載された有価証券報告書が備置されている場合には、第十九条の三第三号（連結財務諸表）の掲載を省略できるようにしていただきたい。今般の改正の趣旨を踏まえ、金商法開示が適切に行われている限り、それを参照することによりディスクロージャー誌を簡素化しても支障がないのではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承りますが、顧客に対する情報提供の重要性を踏まえると、簡素化は当面難しいと考えます。</p>
5	<p>銀行法施行規則第十四条の七の改正により、IFRS 等を任意適用する場合には、銀行法施行令第四条の二第二項の親法人等及び子法人等を IFRS 等において子法人等と取り扱われている法人等とすることが提案されている。一方、事業会社等において連結財務諸表に IFRS 等を任意適用している場合は、親会社・子会社の定義は、会社法施行規則第三条の定義によることとされており、この場合、財務諸表等規則第八条における親会社・子会社の定義と実質的に同内容であると解釈されているものと理解する。すなわち、会計基準としてどのような基準を適用しているかに左右されない定義となっている。</p> <p>この点、銀行（又は銀行持株会社）が IFRS 等を任意適用した場合も同様の取扱いとすべきと考えており、今回の銀行法施行規則第十四条の七の改正は不要ではないか。</p>	<p>銀行グループの範囲については、グループ内他社のリスクが銀行本体に波及するおそれがあることを踏まえると、財務上の関係のみならず、業務展開の相互補完性や人的関係など実質的關係にも着目して捉える必要があると考えております。このため、従来より、グループの範囲を企業会計基準と整合的な取扱いとし、当該銀行グループに対してリスク管理を求めるとともに、連結ベースでの監督を行うこととしてきました。今般の改正は、こうした基本的な考え方を踏襲したものです。</p> <p>なお、IFRS 等適用後の子会社等の範囲は、財務諸表監査の過程で監査人と協議の上、適切に判断される必要があります。</p>
6	<p>業務範囲規制（主要行等向けの総合的な監督指針 V-1（2）、V-3-1（2））について、特例企業会計基準適用法人等と、日本基準適用会社の規制範囲を同じとしなかった背景についてお伺いしたい。</p>	
7	<p>アームズレングスルール（銀行法第十三条の二）との関係では、子会社等・関連会社等の範囲を会計基準と連動させるのは適当ではないため、銀行法第十三条の二との関係では規則案第十四条の七第三項・第四項は適用すべきではない。同様に、「主要行等向けの総合的な監督指針」V-3-1 および V-3-3 の改正にも反対であり、子会社等の業務規制の文脈における「子会社等」は従来の日本基準に従って判定すべきである。理由は以下の3点。</p> <p>第1に、IFRS 等の最終的な解釈権限は我が国の規制当局にはない。上記2点の規制をどの範</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p> 困の子会社に及ぼすべきかは、貴局がコントロールできる日本基準に立脚し、さらに業規制の観点から銀行監督当局である貴庁のご判断を踏まえて規律されるべきものである。IFRS 等採用会社に他業禁止規制を及ぼすベースを IFRS 等にしておきながら、銀行監督当局である貴庁が子会社等の判定につき指導が行われることは、IFRS 等の解釈を行うこととなり適切ではない。 </p> <p> 第2に、会計基準は、業績を報告するための尺度にすぎず、業務の範囲を決める基準が、銀行による会計基準によって左右されるべきではない。たとえば、ファンドAが日本の会計基準では子会社に該当し、IFRS 等では子会社に該当しないのであれば、銀行が採用する会計基準にかかわらず、ファンドAはアームズレングスルールと他業禁止規制を及ぼす子会社と整理すべきである。 </p> <p> 第3に、このように、一部の規制目的においてのみ「子会社」の範囲が変わることが不当であるとは思えない。なぜなら、すでに、連結自己資本比率算定目的の連結財務諸表は、金融子会社をすべて連結しなければならないという意味で、IFRS 等を採用する銀行は、すでに改正案のもとでも、IFRS 等に基づいて2種類の連結財務諸表を作成する必要がある可能性がある。さらに、現行法では、会社法に基づく子会社による親会社株式禁止規制（会社法第百三十五条第一項）の対象となる子会社の範囲は、日本基準ベースのままである（会社法第二条三号、会社法施行規則三条）。そのため、今般の改正により、銀行法の世界における子会社概念をすべてIFRS ベースにすることを認めるとしても、総合的な法令の規制の観点からは、IFRS 採用銀行は、会社法に基づき自行の株式の取得が禁止される子会社の範囲を把握するという目的で、引き続き日本基準ベースの子会社を把握しておく必要があるからである。 </p> <p> なお、銀行が作成する財務計算に関する書類を基礎とする規制は、そもそも銀行の採用する会計方針を尊重する以上、銀行の採用する会計基準を尊重して構わない。そのため、大口信用供与規制等その他の場面でIFRS 等ベースの連結財務諸表の利用を許容する貴庁のご判断は極めて合理的であると思料する。 </p>	
	▼銀行法施行規則別紙様式関係	
8	<p> 業務報告書の記載上の注意において、「同一の事項を記載した書類を添付」し、かつ、その旨を明記とあるが、同一の事項が金融庁に提出済の他の書類に記載されている場合には、参照書類と箇所を明確にすることにより、「同一の事項を記載した書類」自体の添付も不要として欲し </p>	<p> 実際の運用状況を見定めた上で、今後の対応を検討いたします。 </p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	い。	
9	別紙様式8号の記載上の注意4は、連結自己資本比率の公告を求めているが、特例企業会計基準等適用法人等は採用する企業会計の基準に基づき連結自己資本比率を算定するという理解でよいか。(銀行・銀行持株会社の年度・中間様式について同様)	ご理解のとおりです。
▼自己資本比率規制(第3の柱)関係		
10	会計基準の変更による影響開示は、会計基準を変更した四半期に一度のみ開示することで足りるという理解でよいか。	変更した際に一度のみの開示で足りるというご理解で結構です。 ただし、当該開示のタイミングやあり方については、今後検討いたします。
11	IFRS等を初めて適用する銀行(又は銀行持株会社)が、連結業務報告書やディスクロージャー誌において、自己資本の構成に関する事項の記載を行う場合、「前期末」欄には前期に係る報告時の金額又は比率をそのまま用いるのか、又はIFRS等に基づく金額又は比率を用いるのか。	自己資本比率については遡及適用を行わず、「前期末」欄に開示する金額又は比率は、従前の会計基準に従い、前期に開示・報告した金額又は比率を記載することになります。
▼監督指針関係		
12	中小企業等経営強化法に関連したベンチャー投資以外のベンチャー投資または国外のベンチャー投資がIFRS等の適用により連結範囲に含まれる場合、主要行等向けの総合的な監督指針V-3-1(2)の(注1)に該当するか。	(注1)で例示しているベンチャー投資については、いわゆる5%ルールの対象外とされている銀行法第16条の2第1項第12号に掲げる会社に対する投資が該当します。国外のベンチャー投資は該当いたしません。
13	主要行等向けの総合的な監督指針V-3-1(2)の(注2)における所要の措置を講じるべき相応の期間について、「原則として1年以内」より長い期間の設定をして欲しい。または、IFRS等移行日までに組成・実行した案件は日本基準ベースで判断する等の経過措置を設けて欲しい。 また、これらの追加的措置を設けない場合であっても、金融庁への個別事例の相談を通じて、「相応の期間」の延長が認められるか。	適用する会計基準を変更する場合、通常は相当の準備期間が必要と考えられます。当該準備期間も含めると、会計基準を変更してから所要の措置を講ずるまでの猶予期間として「原則として1年以内」が妥当と判断したものです。銀行法で禁止されている他業を営む会社が長期にわたり連結範囲に含まれることは不適切であることから、より長い猶予期間やIFRS等移行日以前の案件についての恒久的な例外措置は必要ないと考えております。 これに当てはまらない例外的な事例については、個別の事例ごとに背景情報等を勘案して総合的に判断することになります。
14	主要行等向けの総合的な監督V-1(2)、V-3-1(2)(注2)は適用する会計基準を変更する時のみの経過措置であり、会計基準を変更した後に新たに連結される法人等には(注2)は適用されないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。 適用する会計基準を変更した後に、子会社等に該当することとなった会社又は会社に準ずる事業体については、「適用する会計基準を変更することのみを原因」として子会社等に該当したものは認められません。
▼その他		
15	銀行法第二十四条第一項等に基づき提出することが求められている連結決算状況表について、IFRS等の任意適用に対応するための改正予定はあるか。	連結ベースの数値を記載する連結決算状況表については、今後、改正を検討いたします。